

事務事業名	重度心身障害者介護慰労金支給事業		所属部局	保健福祉部		単位番号	5046				
	☐ 実施計画事業		所属課室	福祉課		課長名	野呂瀬 毅明				
			所属担当	障害者生活支援担当		担当者名	依田 明子				
基本政策	基本計画体系	IV	快適で心のかよいあう都市づくり	予算科目	会計	名称	款	項	目	細目	細々目
政策		17	社会福祉の充実	事業区分	☐ 国の制度による義務的事業 ☐ 県の制度による義務的事業 ☐ 市の制度による義務的事業 ☐ 義務化されている協議会等の負担金	☐ 施設等維持管理事業 ☐ 補助金交付事業 ☒ その他の事業					
施策		30	障害者福祉の充実								
事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 15 年度) ☐ 期間限定複数年度 (~ 年度)		法令根拠	南アルプス市在宅重度心身障害者介護慰労金支給要綱							
事務事業の概要	事業の内容・・・期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載 ・在宅重度心身障害者の日常生活の世話をする介護人に対し肉体的、精神的負担をねぎらうため介護慰労金の支給をする。(介護保険第2号被保険者である特定疾病該当者は除く) ・(受給資格の認定調査) 民生委員に該当者について調査を依頼する。民生委員は市長に報告。 ・(支給の時期)11月30日 (慰労金の額)年額5万円			事業費の主な内訳 (22年度)							
				項目(細節)		金額(千円)		項目(細節)		金額(千円)	
				その他扶助(単独)		500					
				計		500					

1 現状把握(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 活動	
22年度活動実績	支給対象者 10人
23年度活動予定	支給対象者 10人
② 対象(この事務事業は誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	
在宅の重度心身障害者(20歳以上65歳以下の1年以上臥床の状態にある者)を介護している市民(4月1日現在、継続して重度心身障害者と同居)	
③ 意図(この事務事業により対象をどのような状態にしていけるのか、どのように変えるのか)	
介護人の介護疲れが癒される。 在宅介護により一層専念できるようになる。	
④ 上位目的(どのような結果に結び付けるのか)	
在宅重度の障害者の福祉の充実を図る。	

⇒ ⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)数字は記入しない	
名称	単位
ア 民生委員の調査で報告された対象者	人
イ 介護慰労金支払い件数	件
ウ	
⇒ ⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない	
名称	単位
ア 重度心身障害者を在宅で介護して	人
イ	
ウ	
⇒ ⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)数字は記入しない	
名称	単位
ア 介護の心労が癒されたと答えた介護人の割合	%
イ	
ウ	
⇒ ⑧ 上位成果指標(結果の達成度を表す指標)数字は記入しない	
名称	単位
ア 障害者支援に満足していると答えた市民の割合	%
イ	

(2) 事業費・指標の推移		単位	21年度 (決算・実績)	22年度 (決算見込・実績)	23年度 (予算・目標)	24年度 (次年度計画・目標)	25年度 (計画・目標)	26年度 (計画・目標)	最終年度 (トータルコスト・目標)
年間トータルコスト	事業費	国库支出金	千円						
		県支出金	千円						
		地方債	千円						
		その他	千円						
		一般財源	千円	500	500	500	500	600	700
	事業費計 (A)		千円	500	500	500	500	600	700
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	50	50	50	50	50	50
		人件費計 (B)	千円	223	223	198	198	198	198
		(A)+(B)	千円	723	723	698	698	798	898
活動指標	ア	人	10.0	10.0	10.0	10.0	12.0	14.0	
		件	10.0	10.0	10.0	10.0	12.0	14.0	
対象指標	ア	人							
成果指標	ア	%							
上位成果指標	ア	%							

(3)この事務事業を取り巻く状況(対象者・社会状況等)の変化、市民意見等

① この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか？	介護保険法の規定に基づいて市が実施する家族介護継続支援事業のうち介護慰労金支給事業は高齢者を対象。高齢になる前の重度心身障害者に対してのサービスとして創設されたのではない。
② 事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べてどう変化しているか？また、今後の予測は？	対象者は例年8～10人。特に大きい変化はない。
③ 事務事業に対して関係者(市民、事業対象者、議会等)からどんな意見・要望が寄せられているか？	特に意見などはない

(4) 改革改善の取り組み状況

① 改革改善の取り組み実施は？	☐ 取り組みしている ⇒【内容！】 ☒ 取り組みしていない ⇒【理由！】
② これまでの改革改善の取り組み状況・経過(取り組みしていない場合はその理由)	①介護保険法2号被保険者関係の適用除外規定の追加(H17.4.1)②基準日(10/1→4/1)介護期間(6ヶ月→12ヶ月)の見直し。3ヶ月以内の施設入所及び入院のみならず規定の追加(H17.4.1)③高齢者の介護慰労金へ移行する場合の空白期間解消のため年齢要件見直し(65歳未満→65歳以下)
③ H 22年度に実施した改革改善の内容	特になし

事務事業名	重度心身障害者介護慰労金支給事業	所属部	保健福祉部	所属課	福祉課
-------	------------------	-----	-------	-----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価(複数年度事業は途中評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？ 意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない(見直し余地がある) ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 結びついている ⇒【理由↓】 介護人の介護疲れが癒されることにより、福祉の充実に結びついている。	
	②公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？ 民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 妥当である ⇒【理由↓】 介護保険法事業(介護福祉課)の介護慰労金支給事業は市が保険者として実施する事業のひとつとして位置づけられている。これ以外の介護人(20歳以上65歳以下の在宅重度心身障害者を介護する同居の者)に市単の制度として慰労金を支給しているため。	
	③維持・継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持・継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 適切である ⇒【理由↓】 在宅重度心身障害者のうち、介護保険法事業(介護福祉課)の対象とならない重度心身障害者の介護人に慰労金を支給している。	
有効性 評価	④成果の向上余地 事務事業のやり方・進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 向上余地がない ⇒【理由↓】 支給要件に該当する者は例年10人程度である。	
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることはできるか？	☐ 類似事務事業がある ⇒(類似する事務事業の名称を記入↓) ☐ 統合・連携ができる ⇒【理由と具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☐ 統合・連携ができない ⇒【理由↓】 ☒ 類似事務事業がない	
	⑥休止・廃止した時の影響及び休止・廃止の可能性 この事務事業を休止・廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止・廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☒ 影響あり ⇒【理由と影響の内容↓】 介護保険第2号被保険者の事業の対象とならない介護人を対象としているため、20歳以上65歳以下の被介護者を介護する者に慰労金を支給できなくなる。⇒福祉施策の後退	☐ 休止・廃止ができる ☒ 休止・廃止できない ⇒【理由↓】
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 成果を下げずに事業費(コスト)を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 介護保険法の介護慰労金と同額であるため削減の余地はない。	
	⑧人件費の削減余地 成果を下げずに人件費を削減できないか？(事業のやり方の見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 該当者の調査報告は民生委員が行い、市が在宅介護状況の審査決定後、支給は民生委員から直接介護人等に手渡しているためこれ以上の削減余地はない。	
公平性 評価	⑨受益機会・受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【理由↓】 受益者は少人数ではあるが受給できる要件が厳密に定められているため公平である。	

3 評価(Check2)担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 1次評価の総括(事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	介護福祉課所管の高齢者の介護慰労金支給事業は市が保険者として実施する地域支援事業(介護保険法115条の44第2項第2号)のひとつである。本事業はその対象とならない在宅重度心身障害者を介護する者を対象としている。障害等をもつ市民が要介護状態等となった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援していくために、事業は継続する方が望ましい。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事務事業の方向性(Check1の結果から定める)・・・複数選択可	(3) 改革・改善による方向性																					
☐ 廃止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 事業統合・連携(有効性⑤の結果) ☐ 公平性改善(公平性⑨の結果) ☐ 休止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 成果向上(有効性④の結果) ☒ 現状維持(全評価項目で適切) ☐ 必要性検討(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ コスト削減(効率性⑦、⑧の結果)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト水準</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果水準</th> <th>向上</th> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td>☐</td> <td>☒</td> <td></td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td>☐</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※ 廃止・休止の場合は記入不要			コスト水準			削減	維持	増加	成果水準	向上	☐	☐	☐	維持	☐	☒		低下	☐		
				コスト水準																		
		削減	維持	増加																		
成果水準	向上	☐	☐	☐																		
	維持	☐	☒																			
	低下	☐																				
(2) 改革改善案について																						
① ② ③																						
(4) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策	(5) 事務事業優先度評価結果																					
① ② ③	<table border="1"> <tr> <td>成果優先度評価結果</td> <td>⑫</td> </tr> <tr> <td>コスト削減優先度評価結果</td> <td>⑥</td> </tr> </table>	成果優先度評価結果	⑫	コスト削減優先度評価結果	⑥																	
成果優先度評価結果	⑫																					
コスト削減優先度評価結果	⑥																					